

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 合同取締ワーキンググループ設置要領（案）

（設 置）

第1条 この要領は、大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）の下に、連絡協議会規約第6条に基づき、合同取締ワーキンググループ（以下「取締WG」という。）を以下のとおり設置する。

（組 織）

第2条 取締WGは、連絡協議会座長が指名する委員により構成する。

2 取締WGには、委員の互選により座長を置く。

3 座長は必要に応じ、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

（開 催）

第3条 取締WGは必要に応じ座長が招集する。

2 座長は議事、その他の会務を総理し、座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。

（所 掌）

第4条 取締WGは、次の事務を所掌する。

- (1) 合同取締に関すること。
- (2) 関係機関との連絡・調整に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

（事務局）

第5条 取締WGの事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部交通対策課において行う。

（雑 則）

第6条 この要領に定めるものの他、取締WGの運営に関して必要な事項は、座長が定める。

（附 則）

この要領は、令和2年1月 日 から施行する。

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会
合同取締ワーキンググループ 委員名簿

委員	大阪府警察本部	交通部	交通指導課
〃	京都府警察本部	交通部	交通指導課
〃	兵庫県警察本部	交通部	交通指導課
〃	大阪府	都市整備部	交通道路室 道路環境課
〃	京都府	建設交通部	道路管理課
〃	兵庫県	県土整備部	土木局 道路保全課
〃	大阪市	建設局	道路部 調整課
〃	堺市	建設局	土木部 路政課
〃	京都市	建設局	土木管理部 道路明示課
〃	神戸市	建設局	道路部 管理課
〃	西日本高速道路株式会社	関西支社	保全サービス事業部 道路管制センター 交通管制課
〃	阪神高速道路株式会社	管理本部	管理企画部 交通管理課
〃	本州四国連絡高速道路株式会社	業務部	道路管理課
座長	国土交通省	近畿地方整備局	道路部 交通対策課長
委員	国土交通省	近畿地方整備局	大阪国道事務所 管理第一課
〃	国土交通省	近畿地方整備局	京都国道事務所 管理第一課
〃	国土交通省	近畿地方整備局	兵庫国道事務所 管理第一課
オブザーバー	警察庁	近畿管区警察局	広域調整部
事務局	国土交通省	近畿地方整備局	道路部 交通対策課

(順不同)